

令和4年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

新冠町の税務行政について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに、事業用の償却資産にも課税されます。新冠町内で事業を営み償却資産（新冠町内で貸し付けている資産を含む）を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただく必要があります（地方税法第383条）。なお、**町外転出、廃業のほか資産の増減や該当資産が無い場合でも申告が必要です。**

この手引きを参考にして申告書等を作成し期限までに提出してくださいますようお願いいたします。また、期限間近になりますと窓口が大変混雑します。

なるべく早期提出期限内の令和4年1月21日（金）までの提出にご協力下さい。

※非課税適用申告書、課税標準の特例申告書は、新冠町ホームページからダウンロード可能です。是非ご利用ください。（<https://www.niikappu.jp/gyose/denshi/download.html>）

《 目 次 》

1 申告の対象となる資産	1 - 3
2 法人税・所得税との主な違い	3
3 業種別の主な償却資産と耐用年数	4
4 建物附帯設備の家屋と償却資産との区分	5 - 6
5 計算のしかた	6 - 7
6 非課税・課税標準の特例	8
7 申告の方法と提出書類	8 - 9
8 調査協力及び過年度遡及について	9 - 10
9 よくある質問	10 - 11
10 傷却資産申告書（傷却資産課税台帳）の書き方	12 - 13
11 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方	14 - 15
12 種類別明細書（減少資産用）の書き方	16 - 17
13 お問合せ先及び申告書の提出先	18

早期提出期限 令和4年1月21日（金）

法定申告期限 令和4年1月31日（月）

1 申告の対象となる資産

(1) 債却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 債却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価格で計算されている資産）
- ② 簿外資産で、事業の用に供することができる資産
- ③ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ④ 未稼働資産（まだ稼動していないが、すでに完成している資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。

「事業の用に供する」とは、所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。また、直接的な事業に用いていない従業員の福利厚生施設（医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等）の器具備品、構築物等も債却資産として課税対象となります。

(3) 割賦販売により購入した資産

割賦販売については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。

(4) リース資産

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなどは、使用者側が申告をする必要があります。

(5) 申告対象とならない債却資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産（鉱業権、商標権、アプリケーションソフトウェア、営業権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 牛、馬、果樹その他の生物（ただし、観賞用興行用及びこれらに準ずる用に供するものは申告の対象です）
- ⑥ 取得価格が10万円未満の債却資産で税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入された資産
- ⑦ 取得価格が20万円未満の債却資産で、税務会計上3年間で一括して均等償却した資産

(6) 償却資産の種類

種類別に主なものを分類すると、下表のとおりです。

資産の種類		内 容
第1種	構築物	構内舗装、屋外駐車場舗装路面、煙突、貯水池、門、塀、水槽、ネオン塔、庭園、緑化施設、橋、軌道、岸壁、桟橋、基礎の無いプレハブ倉庫等の建物等
	建物附属設備	<p>造作設備及び建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備及び建物附属設備等 2. 建物の所有者が施工した設備であって次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ① 生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等） ② 建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯、電話交換機等） ③ 据付式厨房設備、洗濯設備等のサービス業務用設備
第2種	機械及び装置	工作機械、電気機械、化学機械、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械）、印刷機械等 冷暖房用（ボイラー、燃焼装置、冷凍機械等）の附属設備 運搬設備その他物品の製造・修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電システム等
第3種	船 舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等（これらと同一所有者が取り付けたカーラジオやカーナビゲーションシステム等を含みます）は対象外です。
第6種	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具、机、パソコン、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、陳列ケース、ルームエアコン、看板・ネオンサイン、医療機器、理容・美容機器、テレビ、電話機、冷蔵庫、監視カメラ、自動販売機等

※ 大型特殊自動車は、道路運送の用に供するというよりは、建設等のための機械としての効用を發揮することを目的としていることから、自動車税の課税客体から除外されていますので、償却資産として申告対象です。なお、陸運局への登録の有無にかかわらず申告対象となります（ナンバープレートを取得している場合は分類番号が0、00～09、000～099または9、90～99、900～999です）。

新冠 99	← 分類番号
ほ 12 - 34	

(7) 損金算入・必要経費にした資産と固定資産税での申告区分

区分 取得金額	法 人		個 人	
	法 人 稅	固定資産税	所 得 税	固定資産税
10万円未満	損 金 算 入	—	必 要 経 費	—
	減 価 償 却	申告対象		
	3年一括償却	—		
10万円以上	減 価 償 却	申告対象	減 価 償 却	申告対象
20万円未満	3年一括償却	—	3年一括償却	—
20万円以上	減 価 償 却	申告対象	減 価 償 却	申告対象

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結された法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（売買扱いとするファイナンスリース）は、取得価額が 20 万円未満のものは上の表にかかわらず申告の対象外となります（地方税法施行令第 49 条）。

※ 令和 4 年 3 月 31 日までに取得した 30 万円未満の資産のうち、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税にはこの特例は適用されませんので申告の対象となります。

2 法人税・所得税との主な違い

税目 項目	償却資産（固定資産税）	法人税・所得税
減価償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人 事業年度 個人 暦年
減価償却の方法	定率法 減価率は、法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法・定額法（選択制）
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳（※1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却（※2）	認められません	認められます
増加償却（※3）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の 5%	備忘価額（1 円）
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価（一部合算も可）

（※1）国庫補助金、保険金等により資産を取得した場合に、その取得した価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすること。固定資産税では「適正な時価」を課税標準としていることから認めていません。

（※2）特定の償却資産の取得時に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を必用経費又は損金の額に算入すること（租税特別措置法）。固定資産税では認めていません。

（※3）企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発になり機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも、資産の減価の実態に配慮し税務会計に準じて認めています。

3 業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	主な償却資産の内容
共通	舗装路面（コンクリート敷15年、アスファルト敷10年）、工場緑化施設7年、その他の緑化施設及び庭園20年、電気設備（蓄電池電源設備6年、その他のもの15年）、屋外広告塔（金属製20年、その他10年）、袖看板（金属製18年、その他10年）、立て看板3年 事務机15年、椅子15年、応接セット8年、ロッカー15年、キャビネット15年、パソコン4年、サーバ5年、プリンタ5年、コピー機5年、エアコン6年、タイムレコーダー5年、AV機器5年、レジスター5年
喫茶・飲食店	食卓5年、椅子5年、厨房機器5年、レジスター5年、カラオケ機器5年、冷蔵庫6年
理・美容業	理・美容椅子5年、消毒殺菌器5年、タオル蒸気5年、パーマ器5年、サインポール3年
クリーニング業	洗濯機13年、脱水機13年、ドライ機13年、プレス13年、給排水設備15年
小売店	冷蔵ストッカー（電気式を除く）4年、冷蔵庫6年、自動販売機5年
食肉鮮魚販売業	冷凍機9年、肉切断機9年、挽肉機9年、冷蔵庫6年、陳列ケース（冷凍または冷蔵機能付6年、その他のもの8年）、電子秤5年
自動車修理業	自動車整備業用設備15年、測定工具5年、検査工具5年
金属加工業	金属被覆及び彫刻業または打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備6年、その他の設備10年
開業医	消毒殺菌用機器4年、手術機器5年、血液透析または血しょう交換用機器7年、ハバートタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器6年、調剤機器6年、光学検査機器（ファイバースコープ6年、その他8年）、歯科診療ユニット7年、レントゲンその他の電子装置を使用する機器（移動式、救急医療用、自動血液分析器4年、その他6年）、その他（陶磁器製、ガラス製3年、金属製10年）
不動産貸付業	露天式立体駐車場設備15年、機械式駐車場設備10年、金属造の塀10年、コンクリート造の塀15年、無人駐車管理装置5年
娯楽業	パチンコ台2年、パチスロ台3年、ゲーム機3年、両替機5年
印刷業	デジタル印刷設備4年、製本設備7年、新聞業用設備（モノタイプ、写真又は通信設備）3年、その他の設備10年
土木・建築業	ブルドーザー6年、パワーショベル6年
ガソリン販売業	地下タンク8年、計量機8年、洗車機8年
農業	トラクター7年、田植機7年、稲刈機7年、脱穀機7年
太陽光発電設備	太陽光発電システム17年、防草シート10年、舗装路面（コンクリート敷15年、アスファルト敷10年）、金属造の塀10年、監視カメラ5年

※ 耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で検索可能です。

例外として、次の耐用年数も適用となります。①中古見積耐用年数……同省令第3条の規定により見積もった耐用年数（P15参照）。②耐用年数の短縮……法人又は青色申告書を提出する個人所有の減価償却資産について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数。

4 建物附帯設備の家屋と償却資産との区分

(1) 家屋と償却資産の区分

建物附帯設備は、償却資産と家屋に区分して評価します。

※ 家屋として取り扱うもの

- ・家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

※ 償却資産として取り扱うもの

- ・構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）
- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）
- ・サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

(2) テナントが取り付けた家屋の附帯設備（申告漏れにご注意ください。）

テナント入居者などの家屋の所有者以外の方がその事業の用に供するために取り付けた家屋の附帯設備については、償却資産としてテナント入居者に申告義務があります（地方税法第343条第9項及び新冠町税条例第54条第1項）

◆家屋と償却資産の区分例（一般的な設備の例示であり、この区分によらない場合もあります。）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作設備等	○		●
電気設備	受変電設備	設備一式			
	予備電源（蓄電池）設備			●	●
	発電設備			●	●
	中央監視制御装置			●	●
	電力引込設備	引込工事		●	●
動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備（工場等における機械の動力源など）			●	●
	上記以外の設備		○		●
電灯コンセント配線設備	設備一式		○		●
電灯照明設備	屋外設備、特定の業務用の設備（ネオンサイン、投光器スポットライトなど）			●	●
	上記以外の照明設備		○		●
電話設備	電話機、交換機、電源装置等の機器			●	●
	配管、配線、ボックス類		○		●
LAN設備	設備一式			●	●
インターホン設備	配管、配線類、集合玄関機など	○注1			●
拡声装置（放送）設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			●	●
	配管、配線類		○		●
監視カメラ等設備	監視カメラ、受像機等の機器			●	●
	配管、配線類		○		●

電気設備	自動車管制装置 盜難非常通報装置	設備一式	○		●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		●
	衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽等	○		●
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛、据置型など）		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊、天井埋込型など）	○		●
	換気設備	設備一式	○		●
防災設備	火災報知設備	設備一式	○		●
	避雷設備				
	消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器等		●	●
		消火栓設備、スプリンクラー等	○		●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア等		●	●
		エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	○		●
	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、旅館、病院等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
	その他	機械式駐車設備（ターンテーブル装置を含む）、駐輪設備、冷凍冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、文字・袖看板、簡易間仕切、カーテン、ブラインド等		●	●
外構工事	外構工事	門、塀、緑化設備、アスファルト舗装等		●	●

(注1) 平成27年1月1日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関機は、償却資産として取り扱います。

5 計算のしかた

(1) 評価額の計算方法

① 申告していただいた資産を、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

- ・前年中（令和3年）に取得したもの
取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 価格（評価額）
- ・前年前（令和2年以前）に取得したもの
前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 価格（評価額）

※ 取得価額……償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

※ 消費税の取り扱い……国税において税込経理をしている場合は税込価格を、税抜経理をしている場合は税抜価格を取得価額としてください。消費税免税事業者は税込経理となります。

② 以後、毎年この方法により、計算し評価額が取得価額の 5%になるまで償却します。評価額が取得価額の 5%未満になる場合は、5%でとどめます。

◆減価率・減価残存率一覧表（固定資産税では旧定率法で計算します。）

耐用年数	減価率 (r)	減価 残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価 残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価 残存率	
		前年中 取 得 (1 - $\frac{r}{2}$)	前年前 取 得 (1 - r)			前年中 取 得 (1 - $\frac{r}{2}$)	前年前 取 得 (1 - r)			前年中 取 得 (1 - $\frac{r}{2}$)	前年前 取 得 (1 - r)
—				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

(例) 取得価額 250,000 円、取得時期 令和 3 年 3 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

耐用年数 4 年の減価残存率 前年中取得のもの……0.781 前年前取得のもの……0.562

$$\text{令和 4 年度 } 250,000 \text{ 円} \times 0.781 = 195,250 \text{ 円}$$

$$\text{令和 5 年度 } 195,250 \text{ 円} \times 0.562 = 109,730 \text{ 円}$$

$$\text{令和 6 年度 } 109,730 \text{ 円} \times 0.562 = 61,668 \text{ 円}$$

$$\text{令和 7 年度 } 61,668 \text{ 円} \times 0.562 = 34,657 \text{ 円}$$

$$\text{令和 8 年度 } 34,657 \text{ 円} \times 0.562 = 19,477 \text{ 円}$$

$$\text{令和 9 年度 } 19,477 \text{ 円} \times 0.562 = 10,946 \text{ 円} < 12,500 \text{ 円} \text{ (取得価格の 5%)}$$

※ 令和 9 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、令和 9 年度以降 12,500 円 (取得価格の 5%) が評価額となります。

(2) 課税標準額

令和 4 年 1 月 1 日現在の償却資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準を計算します。

(3) 税額の計算方法

課税標準額の合計 (1,000 円未満切捨て)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額 (100 円未満切捨て)
----------------------------	---	---------------	---	---------------------

(4) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。ただし、免税点未満でも申告は必要です。

(5) 納期

年税額は、4 回の納期（5 月、7 月、9 月、11 月）に分けて納税します。

6 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税に該当する資産をお持ちの方

地方税法第348条及び附則第14条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は、非課税に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税の非課税適用申告書」を提出してください。

(2) 課税標準の特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第349条の3及び附則第15条の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は、特例に該当することが確認できる書類を添付して、「固定資産税課税標準の特例申告書」を提出してください。

※ 非課税適用申告書及び課税標準の特例申告書は、新冠町税務課賦課係までご請求ください。また、新冠町ホームページからもダウンロード可能です。

7 申告の方法と提出書類

(1) 初めて申告される方、以前「該当資産なし」で申告された方

令和4年1月1日現在、新冠町内に所有する全ての資産について申告してください。

次の表の区分により○印の書類を提出してください。

区分 提出書類	申告書	種類別明細書	留意点
		増加資産・全資産用	
申告する資産がある方	○	○	全ての資産を記入。
申告する資産がない方	○	×	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載する。

(2) 前年度以前に所有する資産について申告されたことがある方

前年中（令和3年1月2日～令和4年1月1日）に増減があった資産および申告もれ資産について申告してください。作成にあたっては必ず同封した種類別明細書（黒色）をご確認ください。次の表の区分により○印の書類を提出してください。

区分 提出書類	申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書の備考欄に「前年中増減資産なし」と記載する。
増加した資産がある方	○	○	×	前年中増加した資産を記入する。
減少した資産がある方	○	×	○	前年中減少した資産を記入する。
廃業・解散・転出された方	○	×	○	申告書の備考欄に「廃業または解散」を記載し、「年月日等」を記入する。

※誤って申告していたものを正しくしたいとき

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を誤って申告したもの 正しくするときは、種類別明細書(減少資産用)に誤ったものをそのまま記入し、種類別明細書(増加資産用)に正しいものを記入してください。

※平成20年度税制改正により耐用年数が改正された資産について

固定資産税(償却資産)は、既存分を含め平成21年度分から改正後の耐用年数が適用されます。減価残存率が変更しても取得当初に遡って再計算するものではありません。同封した種類別明細書(黒色)の耐用年数が改正前耐用年数の場合は朱字で訂正し、摘要欄に「省令変更」と記入のうえ、提出してください。

◆種類別明細書(黒色)について

前年度において所有されている償却資産について印刷された種類別明細書(黒色)を同封しております。内容を必ず確認のうえ、令和3年度の申告書を作成してください。なお、このリストは、企業電算方式(全資産申告)により申告されている方や該当資産なしで申告している方、今年初めて申告される方には同封されません。

(3) 企業電算方式(全資産申告)により申告される方

事業者自らの電算システムにより全ての償却資産について、耐用年数、減価率、評価額、課税標準額を申告する方式です。(P3の「法人税・所得税との違い」に注意)

【提出書類】

- ①償却資産申告書 ②全資産の明細 ③増加の明細 ④減少の明細

※増減資産のある場合は、お手数でも③④の書類の提出にご協力ください。また、自社の申告書等を使用する場合は、町からお送りした申告書も一緒に提出してください。

8 調査協力及び過年度遡及について

(1) 実地調査について

地方税法第353条《質問調査権》及び地方税法第408条《実地調査》に基づいて、役場の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めることや、資産にかかる調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、調査の結果、資産の申告もれ等がある場合は、修正分の申告をお願いすることがあります。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられます。

(2) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、新冠町税条例第75条により過料を科せられるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されますので、期限までに必ずご申告をお願いします。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられます。

(3) 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（原則として地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）。

なお、過年度分について追加課税となる場合、通常の4回の納期ではなく一括で納付していただくことになります。

9 よくある質問

Q1 令和2年に事業を開始し、令和3年度の償却資産の申告をしました。その後、新たな取得や廃棄した資産はありません。こういった場合でも毎年申告しなければなりませんか？

A1 地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産を1月末日までに申告する必要があります。申告書の備考欄に「前年中増減資産なし」と記載して提出してください。

Q2 テーブルとソファーのセットで16万円（テーブル9万円、イス7万円）の応接セットを購入しました。この場合、テーブルとソファーを別々にして少額減価償却として処理し、償却資産の対象外としてもいいですか？

A2 応接セットの通常の取引単位はテーブルとソファーのセットであると考えられますので、別々にして少額減価償却資産として処理することはできませんが、20万円未満なので3年一括償却を選択した場合には、償却資産の申告対象外となります。

取得価額が10万円未満か否かの判断は、通常1単位として取引される単位、例えば、機械及び装置は1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組、又は1揃いごとに判定します。また、構築物のうち、電柱等単体では機能を発揮できないものについては1の工事ごとに判定することとしています。

なお、単体では機能を発揮できないものの判断として、例えばカーテン、来客用応接室の調度品のように、2以上で統一的にレイアウトされ全体として1の空間を演出するように設置されるものは、レイアウトされた1の空間ごとに判断します。

また、取得価格に消費税を含めるか否かは納税者の経理方法により異なります。（P7参照）

Q3 会社の決算は9月です。償却資産の申告はいつまでにすればいいですか？

A3 傷却資産の申告は1月1日現在の事業用資産について1月末日までに申告していただることになっています。決算以後に資産の増減があった場合、申告もれのないようご注意ください。

Q 4 アパート経営をしています。国税の申告はしていますが、償却資産の申告も必要ですか？

A 4 所得の計算上、建物以外の減価償却の対象となるものが償却資産の申告対象となります。例えば、アスファルト舗装、フェンス、自転車置き場、外灯、浄化槽、受変電設備、太陽光発電設備（建材型を除く）等が該当します。

Q 5 事業用に償却資産を所有していますが、耐用年数が経過して国税の減価償却はすでに終えています。このような場合でも事業用に供している場合には申告が必要ですか？

A 5 その資産が事業用に供することができる限りは償却資産の申告対象です。また、評価額の最低限度は、取得価額の5%です。

なお、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるものや、将来においても使用できないことが客観的に明確であるものは、申告の対象となりません。

10 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

受付印 令和4年1月13日 新冠町長様		令和4年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		個人の方は12桁、法人の方は13桁のマイナンバーを記入してください。個人の方は左側を1文字空けてください。		
所有者	1 住所 <small>又は申告書等の送達先</small>	変更の場合は備考欄に変更日等を記入してください。 新冠郡新冠町字北星町3番地2		お問合せ番号(所有者コード) 888888888888		
	2 氏名 <small>法人にあってはその名称及び代表者の氏名</small>	株式会社 NIIKAPPU 代表取締役 新冠 太郎 ※押印不要		3 個人番号(は法人番号) <small>(3) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</small>	4 事業種目(資本金額) 土木業 (300 百万円)	
資産の種類 <small>(2)</small>		取得価額		5 事業開始年月 令和2年4月	8 短縮耐用年数の承認 <input checked="" type="radio"/> 有・無	
1 構築物		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
2 機械及び装置		100,000,000	22,500,000	21,000,000	98,500,000	
3 船舶		30,000,000		17,000,000	47,000,000	
4 航空機		0	0	0	0	
5 車両及び運搬器具		0	0	0	0	
6 工具、器具及び備品		2,000,000	1,500,000	0	500,000	
合 計		4,000,000	300,000	1,500,000	5,200,000	
		136,000,000	24,300,000	39,500,000	151,200,000	
資産の種類 <small>(2)</small>		評価額(ホ)	※ 決定価格(ヘ)	※ 課税標準額(ト)	16 借用資産 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <small>(6)</small>	
		1 構築物				15 市内における事業所等資産の所在地 <small>(5)</small> ① 新冠町字本町101-4 ② 新冠町字中央町17-10 ③
		2 機械及び装置				17 事業用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家(木造・非木造)
		3 船舶	企業電算方式(全資産申告)の			18 備考(添付資料該当する内容を記載してください) (1) 前年中増減資産あり (2) 前年中増減資産なし (3) 該当資産なし (4) 廃業・解散・転出等(年月日) <small>(7)</small>
		4 航空機	方のみ記入してください。			令和3年9月1日 社名変更 旧) 株式会社 新冠 新) 株式会社 NIIKAPPU
		5 車両及び運搬器具				
		6 工具、器具及び備品				
		合 計				

課税標準の特例や非課税の適用資産を新たに取得した場合は、特例申告書や非課税適用申告書のほか、特例、非課税該当が確認できる書類を提出してください。また、耐用年数の短縮や増加償却を新たに適用した資産がある場合は、国税局長の耐用年数短縮承認通知書や税務署長の増加償却の届出書等の写しを提出してください。

① 住所、氏名

・異動があったとき

住所・氏名等が変更になった場合は、変更箇所を朱字で訂正のうえ、備考欄または別紙に異動事由、異動年月日等参考となる事項を記入してください。新冠町内に事業所がある法人の場合は、新冠町役場税務課に「法人の設立等に関する申告書」も提出してください。

・登記簿上の所在地とは違う場所に本社機能があるとき、支社・支店・営業所で経理事務を行っているとき

申告書に記載する住所以外（支社・支店・営業所等）へ申告書や納税通知書（所有資産が償却資産のみの場合のみ）等の送付を希望する場合は、備考欄又は別紙に送達先を記入してください（任意様式）。送達先を設定した場合、納税通知書の宛名には送達先の住所が印刷されますが、登録されている内容に変更はございません。また、送達先を担当の税理士等に設定することはできません。

（※償却資産以外に土地、家屋をお持ちの場合は、別途「納税通知書送付先変更届」が必要になりますのでご注意ください。）

② 取得価額

- ・ 減少および増加した資産について、資産の種類ごとに取得価額の計を記入してください。

③ 個人番号又は法人番号

マイナンバー制度開始により、個人の方は個人番号（12桁）を、法人の方は法人番号（13桁）を記入してください。個人番号は左側を1文字空けて記入してください。

④ 申告に応答する者の係及び氏名

申告書を作成した方の係、氏名と連絡先電話番号を必ず記入してください。

⑤ 事業所等の所在地

新冠町内にある資産の所在地を記入してください。

⑥ 借用資産

リース会社からのリースなど借用資産がありましたら、貸主の名称等を必ずご記入ください。

⑦ 備考欄

- ・ 該当資産なし、前年中増減資産なし、廃業、解散、転出、社名変更等、備考欄にご記入ください。
- ・ 会社が合併等した場合には、合併前の全ての会社名、資産の移転先等を必ず記入してください（書ききれない場合は別紙に記入）

11 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

申告年度をご記入ください。

令和4年

お問合せ番号(所有者コード)
① 88888888

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名をお書き忘れのないようお願いします。

② 所有者名
株式会社 NIIKAPPU

1 枚のうち
1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	⑤ 数量	取得年月			⑦ 取得価額	⑧ 耐用年数	減価残存率	⑨ 増加事由	⑩ 摘要
					年号	年	月					
01	1	記	真空熱処理炉	1	5	1	5	19,000,000	10		1・2 3・4	取得価格訂正
02	1	載する	駐車場アスファルト舗装	1	5	3	5	2,000,000	10		1・2 3・4	
03	2	CNC旋盤	CNC旋盤	1	5	3	3	5,000,000	5		1・2 3・4	中古品取得
04	2	必要	CNC旋盤	1	5	3	5	12,000,000	10		1・2 3・4	
05	6	は	コピー機（即時償却）	1	5	3	12	250,000	5		1・2 3・4	即時償却適用
06	6	あり	応接セット	1	4	27	11	950,000	8		1・2 3・4	日本橋営業所から受入
07	6	ま	パソコン	2	5	1	12	300,000	4		1・2 3・4	申告もれ
08	↑	せん。										
資産の種類は以下のとおりです。 1 構築物(建物附属設備) 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両および運搬具												
略												
小計 8 39,500,000												

年号は、明治－1 大正－2 昭和－3 平成－4 令和－5を記入してください。

新たに取得した新品・中古品資産のほか、申告もれや移動により受け入れた資産（税制改正により耐用年数が改正になった資産の場合は、改正前の耐用年数を摘要欄に記入）も記入してください。また、申告もれ等過年度の申告内容に誤りがあった場合には速やかに修正申告書をご提出ください。

- ① お問合せ番号
(所有者コード) 未記入としてください。
- ② 所有者名 個人事業主の場合は事業主名、会社の場合は社名を記入してください。
- ③ 資産の種類 「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具・器具及び備品」のいずれかをご記入ください。
- ④ 資産の名称等 資産の名称を記入してください。
- ⑤ 数量 資産の数量を記入してください。単位は任意です。ただし、入力できるのは1から999までです。
- ⑥ 取得年月 資産を取得した年月を記入してください。取得日の取扱いは所得税・法人税と同じです。
- ⑦ 取得価額 償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該 債却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）を記入してください。
- ※ 消費税の取扱いは、国税において税込経理の場合は税込価格を、税抜経理の場合は税抜価格を取得価額とします。
- ⑧ 耐用年数 原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を、中古資産の場合は取得後の使用可能年数を見積もった耐用年数か、次の簡便法で計算した年数を耐用年数とすることができます。
- 中古資産の耐用年数は ① 法定耐用年数の全部を経過した場合……法定耐用年数×0.2
② 法定耐用年数の一部を経過した場合……（法定耐用年数－経過年数）+（経過年数×0.2）
- なお、計算した年数に1年未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた年数、計算した年数が2年未満の場合は2年を耐用年数とします。
- ⑨ 増加事由 「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 移動による受入れ」「4 その他」のいずれかに○をつけてください。
- ⑩ 摘要 非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数や増加償却を行っている資産についてはその旨記入してください。増加理由について特記すべき事項（中古品取得、合併による受け入れ等）がある場合もご記入ください。

12 種類別明細書（減少資産用）の書き方

申告年度をご記入ください。

令和4年

所有者名をお書き忘れのないようお願ひします。

種類別明細書（減少資産用）												
※お問い合わせ番号(所有者コード) ① 88888888		② 所有者名 株式会社 NIIKAPPU										
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	⑦ 取得年月		⑧ 取得価額	⑨ 耐用年数	⑩ 申告年度	減少の事由及び区分		⑪ 摘要
					年号	年				月	1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	
01	1	1	アスファルト舗装	1	4	5	4	2500000	10	1・2・3・4	1・2	R3.5 廃棄
02	1	7	真空熱処理炉	1	5	1	5	20000000	10	1・2・3・4	1・2	取得価格訂正
03	5	2	フォークリフト	1	4	22	8	1500000	4	1・2・3・4	1・2	R3.5 計3台の内1台 宇都宮工場へ売却
04	6	4	ロッカー	1	4	17	10	300000	15	1・2・3・4	1・2	R3.7 東京工場へ
05										1・2・3・4	1・2	
06										1・2・3・4	1・2	
07										1・2・3・4	1・2	
08										1・2・3・4	1・2	
一部減少の場合は、減少した資産の数量と取得価額を記入してください。												
減少資産のコード（コードは同封した種類別明細書を参照）を記入してください。												
取得価額を誤って申告していたものを訂正する場合は、誤った取得価額を減少資産用に記入してください。 (増加資産用には正しい取得価額で記入してください。)												
略												
20										1・2・3・4	1・2	
			小計	4			24300000					

売却、減失および移動による減少資産について記入してください。売却、移動の場合は売却先、移動先もご記入願います。

- ① お問合せ番号** 未記入としてください。
(所有者コード)
- ② 所有者名** 個人事業主の場合は事業主名を、会社の場合は社名を記入してください。
- ③ 資産の種類** 減少した資産の種類を記入してください。
「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」
- ④ 抹消コード** 減少資産のコードを記入してください。
- ⑤ 資産の名称等** 減少した資産の名称を記入してください。
- ⑥ 数量** 減少した数量を記入してください。(一部減少の場合は、減少後の残った数量ではありません。)
- ⑦ 取得年月** 減少した資産の取得年月を記入してください。
- ⑧ 取得価額** 減少した取得価額を記入してください。(一部減少の場合は、減少後の残った価額ではありません。)
- ⑨ 耐用年数** 減少した資産の耐用年数を記入してください。
- ⑩ 減少の事由及び区分** 該当する減少理由に○をつけてください。また、全部か一部のいずれかに○をつけてください。
- ⑪ 摘要** 減少した年月や理由を記入してください。数量が2以上のものの一部を減少させた場合は、例えば○台中○台処分など、
具体的に明記してください。

13 お問合せ先及び申告書の提出先

1

〒059-2492

北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2

新冠町役場 税務課税務グループ賦課係

TEL 0146-47-2115（直通）

申告書を持参いただく場合には、庁舎1階4番の窓口までお願いします。

※申告書の控えに受付印が必要な方へ

申告書を提出される際に、提出用、控え用の2枚とも提出してください。

なお、郵送で提出される場合は、返信用封筒（返信先をご記入の上、所要額の切手を貼付）も同封してください。

返信用封筒が同封されていない場合は控えを返送いたしませんのでご了承ください。

なお、都合により控え返信には1週間程度お時間を頂いております。